

障害者ショートステイ往還 サービス利用契約書

障害者短期入所サービス提供事業所 障害者ショートステイ往還（障害者短期入所）を利用するにあたり、利用者_____様（以下「利用者」といいます。）と、社会福祉法人三重健寿会（以下「事業者」といいます。）は、本契約を締結します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合 支援法」という。）等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅 においてその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、サービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の障害支援（程度）区分及び利用者の障害福祉サービス受給者証に記載された内容に従います。
- 3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対して別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

- 第2条 この契約の有効期間は、契約の締結日から認定の有効期間の満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が支給決定の変更を受け、認定の有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 契約期間の満了の1ヶ月前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新されるものとし、それ以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の認定の有効期間の満了日までとします。
- 4 利用者から拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の事業所を紹介するなど必要な措置を講じます。

（個別支援計画）

- 第3条 事業者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、個別支援計画を作成します。
- 2 事業者は、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、個別支援計画の目標を設定し、同計画に基づきサービスを提供します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容の変更や提供方法等の変更を希望する場合、前項を踏まえて個別支援計画の変更等を行います。
- 4 事業者は、個別支援計画の作成および変更にあたっては、その内容を利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人に説明し同意を得て、個別支援計画を交付します。

（介護サービスの内容）

- 第4条 事業者は、利用者に対して前条により作成された利用者のための個別支援計画に基づき、別

紙重要事項説明書に記載の、各種介護サービスを提供します。

- 2 事業者は、利用者に対し前条により作成された利用者のための個別支援計画が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(介護サービスの記録)

第5条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存します。

- 2 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人は、事業者に対し前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。それに対し、事業者は社会福祉法人三重健寿会個人情報管理規程に基づき対応します。なお複写の場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

(利用料の支払い)

第6条 利用者は事業者に対して事業所から提供を受ける各種介護給付サービス並びに各種介護給付外サービスについて、別紙サービス内容説明書の通り利用料等の支払いをします。

- 2 事業者は、その提供するサービスのうち、障害者総合支援法の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。
- 3 事業所は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護給付サービス費として保険者（市町村）より支給を受ける額の限度において、利用者にかわって保険者（市町村）から支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」といいます。）
- 4 利用者が事業者の提供するサービスの利用をキャンセルするときは、事業者は利用者に対し、重要事項説明書記載のキャンセル料を請求できるものとします。
- 5 事業者は利用者に対し、月末締め翌月10日以降に利用料等の請求をします。請求書には利用者が利用した各種サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、障害者総合支援法適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
- 6 利用者は、事業者に対し当月の利用料等を翌月20日までに支払います。
- 7 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

(保険給付請求のための証明書の交付)

第7条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護給付サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときには、利用者に対してサービス提供証明書を交付します。

- 2 サービス提供証明書には、事業者が提供したサービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

(利用料の滞納)

第8条 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、支払いを催促し、14日以内にその支払いがない場合には、この契約を解除する旨の報告や法的措置を講ずることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、第11条第2項と同様の措置を取り、一般施策に基づく

サービスの利用を図る等の調整を行います。

- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(身体拘束・虐待の禁止)

第9条 事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合には社会福祉法人三重健寿会身体拘束廃止マニュアルに基づき、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。

- 2 事業者は、社会福祉法人三重健寿会虐待防止マニュアルに基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待行為は行いません。

(利用者の解除権)

第10条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

(事業者の解除権)

第11条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、1ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した支援事業所、又は、利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第12条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了します。

- 一 利用者が、死亡した場合。
- 二 第2条第1項第2項及び第3項により、契約期間満了日の1ヶ月前までに利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ、契約期間が満了した場合。
- 三 第10条に基づき、利用者が契約を解除した場合。
- 四 第8条第3項又は、第11条に基づき、事業者が契約を解除した場合。
- 五 利用者の障害支援（程度）区分が、1から6に該当しなくなった場合。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、利用者の急激な体調の変化又は怪我等により、緊急に診察・治療が必要となった場合、利用者の主治医もしくは事業者の協力医療機関において、速やかに必要な治療等が受けられるよう措置を講じ、併せて、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人へ速やかに連絡をします。

(非常災害時の対応)

- 第14条 事業者は、サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業者が定める総合防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を常時確認します。
 - 3 事業者は、非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行います。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第15条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人、県及び保険者（市町村）に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者に与えた損害に対し責任を負います。その損害賠償内容については、双方協議の上これを定めます。
 - 3 前項の場合において、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
 - 4 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を免れます。
 - 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - 二 利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - 四 利用者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(個人情報の管理)

- 第16条 事業者は、社会福祉法人慈恵会個人情報管理規程に基づき、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人の個人情報を厳正に取り扱います。
- 2 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人は、事業者の営業時間内に利用者に関するサービス実施記録等を閲覧できます。その際に事業者は社会福祉法人三重健寿会個人情報管理規程に基づき対応します。

(秘密の保持)

- 第17条 事業者及びその従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人の秘密を保持します。
- 2 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知り得た利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、支援事業所等の機関に対し利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人に関する情報提供の必要がある場合には、必要情報を提供します。

(苦情への対応)

第18条 利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人は、事業者が提供する介護サービス等に相談や苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書に記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は社会福祉法人三重健寿会苦情対応マニュアルに基づき、速やかに事実関係を調査し、改善処置並びに利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人に対する説明、記録の整備、その他必要な改善を行います。

2 事業者は、利用者等、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人から前項の相談及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対して不利益、差別的扱いをいたしません。

3 事業者は、提供したサービスに関して、保険者（市町村）等からの質問、照会、文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力します。なお、保険者（市町村）等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

(契約に定めのない事項)

第18条 本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他の関係法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人との協議の上、誠意をもって解決するものとします。

本契約及び三重健寿会個人情報管理規程に基づく個人情報取り扱いに同意を証するため、利用者及び事業者は署名記名、押印のうえ、本契約書2部を作成し1部ずつ保有します。

平成 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人/署名代行者 私は、以上の契約につき説明を受け、上記署名を代行し、身元引受人の責任について理解しました。

<署名代行理由： _____>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

事業者

〒 510-8103 三重県三重郡朝日町大字柿字熊之田 564 番地
社会福祉法人三重健寿会 理事長 柿澤善樹

障害者ショートステイ往還

電話 059-377-6011, FAX 059-377-6001

